

大阪市教育シンクタンク統括室設置要綱

(目的)

第1条 大阪市教育振興基本計画に掲げる最重要目標の達成に資する調査分析を教育施策や教員研修・教育実践と緊密につなげるハブ機能を果たすとともに、教育データを活用した本市における教育課題の解決や効果的・効率的な教育施策の企画立案を行うため、大阪市教育シンクタンク統括室（以下「シンクタンク統括室」という）を置く。

(組織)

第2条 シンクタンク統括室は、大阪市総合教育センター所長を室長とし、大阪市総合教育センターに所属し調査分析を担当する課長級職員、実践研究を担当する課長級職員、教員研修を担当する課長級職員、及び政策推進担当部長、教育政策の企画調整を担当する課長級職員で組織する。

2 前項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、前項の職員以外の者を室の職員とすることができる。

(所掌事務)

第3条 シンクタンク統括室の所掌事務は次の通りとする。

- (1) 大阪市総合教育センターにおける調査分析の推進に関すること
- (2) 大阪市総合教育センターにおける実践研究の推進に関すること
- (3) 大阪市総合教育センターにおける教員研修の推進に関すること
- (4) その他大阪市総合教育センターが教育シンクタンクとしてハブ機能を発揮するうえで教育長が必要と認めること

(教育シンクタンク検討 PT との連携)

第4条 シンクタンク統括室は、前条に定める所掌事務の遂行にあたり、教育シンクタンク検討 PT 等の教育委員会内部のワーキンググループと連携を図る。

(庶務)

第5条 シンクタンク統括室の庶務は、大阪市総合教育センターにおいて処理する。

(細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、シンクタンク統括室に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。